

称呼類似の判断における音韻感覚の変化

— アルファベット商標に関する審決にみる —

会員・博士（応用言語学） 須賀 総夫



要 約

ラテン・アルファベットを3～4字羅列してなり、その文字の名称をそのまま読んだものが称呼となる一群の商標がある。それらの商標は、発生し得る称呼のバリエーションが限定されるという特徴があり、類否判断に当たって固有の挙動を示す。筆者はこれを「アルファベット商標」と呼んで、その審査実務における類否判断の傾向が、通時的にどのように変化するかを、3文字構成の場合に関し平成1～25年の期間に出た審決（異議決定を含む）237件を調べ、商標実務における音韻感覚の変化を追った。

その結果、アルファベット商標の称呼類似の判断に関して、平成10年代前半に顕著な変化が急激に生じて、それまで類似とされていた相違する音の組合せ（つまり相違する文字の組合せ）のかなりが非類似とされるようになったが、一方で、類否判断が依然として揺れている組合せもあるということがわかった。

こうした現象がどのような理由にもとづくものかを考えると、まず日本語の生活の中にラテン・アルファベットが深く浸透したということが根底に存在するとともに、相違する音の音声上の特性の違いが最後まで影響しているということがいえる。本稿では、称呼類似の判断に与える音韻感覚の変化という事実を、データを示して報告し、類否判断の今後を占う資料としたい。

目次

1. アルファベット商標
 - (1) 「アルファベット商標」の特性
 - (2) 先行研究
 - (3) 類否判断の通時的傾向
 - (4) 一文字則
 - (5) 6種の類型
2. 第一の類型 B/P
 - (1) 平成期のデータ
 - (2) 審決のパターン
3. その他の類型
 - (1) C/G (2) D/T (3) F/S
 - (4) I/Y (5) M/N (6) それ以外
4. 結 論
 - (1) 各類型における類否の通時的な変化
 - (2) 現状の解釈と将来の予測可能性
 - (3) 音韻感覚の変化

の商標は多くの場合「欧文字商標」と呼ばれている。「欧文字」といえば、「ヨーロッパで使用されている言語を表記するための文字」を意味することになるが、ヨーロッパで用いられている文字はラテン文字だけではないし、一方でラテン文字系の文字は、ヨーロッパに限らずアジアでも（トルコやインドシナで）正式の表記に採用されている。さらに、「欧文字」の語でラテン文字を表わすことに同意しても、その概念には、対象として考えている商標以外の成語および造語が含まれてしまう。

そこで筆者は、平均的な日本人がこの種の文字に接したときに連想する可能性が高い語として、これを「アルファベット商標」と呼ぶことにした。

この種の商標は、それを構成する文字を英語のアルファベット26文字に限定し、文字数が3文字の場合に限っても、その中から3文字を任意に選んで配列した場合の数は、大文字と小文字の区別をしなくても、

$$26^3 = 17576 \text{ 通り}$$

あり得る。これに、アンドの意味を持つ記号「&」（「アンパサンド」という名がついている）を中に置いた場合を加えると、 $26^2 = 676$ 通りを追加しなければ

1. アルファベット商標

(1) 「アルファベット商標」の特性

文字商標の一部に、ラテン・アルファベットを3～4字羅列してなり、その文字の名称をそのまま読んだものが称呼となる商標がある。実務においては、この種

ならず、つごう 18252 通りのアルファベット商標が可能である。

アルファベット商標は、構成する要素が限定されている結果、商標から発生する称呼もおのずから限定されるから、類否判断の対象となる称呼もまた、限られたものとなる。これに対し、称呼類似に関して「2音相違」と呼ばれる分野では、相違点の組合せが多岐にわたるため、類否判断の対象はすこぶるバラエティに富んだものとなる。この点で両者は、対極にある。

アルファベット商標は、構成する文字の種類が母音字 (A, E, I, U) であるか子音字 (それ以外の文字、ただし Y は、母音字としても機能する) であるかの別と、配列によって、綴りとして読める場合がある。本稿では、称呼がもっぱら綴りを「読んだ」ものに限られる場合は、称呼に関する一般的な類否判断の基準に従って処理されるはずであるから、検討の対象から除外し、文字の名を羅列した称呼しか生じないか、または読んだ場合の称呼も生じ得るが、それとともに文字の名を羅列した称呼が重要であるものに対象を限定した。

綴りを読んだ称呼と文字の名を羅列した称呼との両方を考慮すべき商標に関しては、類否の結論は複雑な要因を検討しなければならないが、アルファベット商標として取り上げるのは、文字の名を羅列した場合に限定する。

一方、ラテン文字を使わず、それに代えて文字の名称をカタカナで書き表したものを羅列した商標もある。そのような商標も、アルファベット商標に含める。

(2) 先行研究

日本商標協会の会誌に、「欧文字 3 文字」と題する研究報告がある⁽¹⁾。この報告は、2004～2006 年の間に請求された類否に関する審判の審決 (異議決定を含む) を対象にしたもので、後記する「一文字則」を「通則」と呼んで、類否判断に当たってそれを適用した場合としない場合とがあること、その結果として、同じ対象に関して反対の結論が出ることがあることを指摘し、行政処分としては一貫性が欲しいという批判を加えている。

調査対象が短期間であって通時的な検討は行なっておらず、また音韻感覚についての言及はない。

これまで、アルファベット商標に関するまとまった研究報告は、これくらいである。

(3) 類否判断の通時的傾向

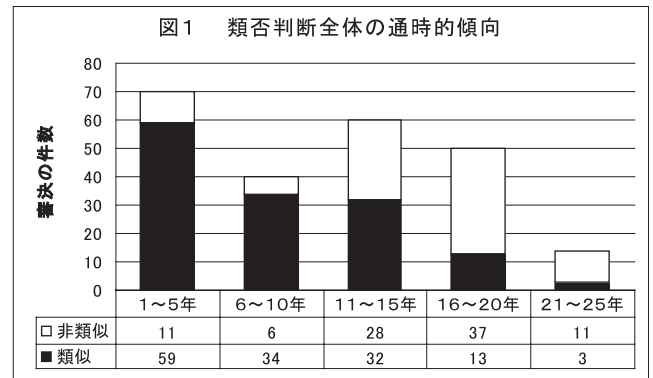
特許庁の審査・審判の実務において、一般に商標の

類似の幅が狭くなってきたということがいわれてから、すでにかかなりの年月が経過した。この傾向は、アルファベット商標の称呼類似の判断において顕著に見られる。

図 1 は、平成 1～25 年の間に出たアルファベット商標の類否判断に関する審決⁽²⁾を、類似／非類似に分けて 5 年ごとにその数を集計したグラフである。グラフは、つぎの事実を示している。

- ・以前は類似の結論が多かったが、近年は非類似の結論が大勢を占めている。
- ・類似から非類似への変化は、おおむね平成 10 年代前半に起った。
- ・最近では、類否判断をした審決の数自体が減少している。

図 1



(4) 一文字則

アルファベット商標の称呼類似を判断する固有の原理として、

「欧文字 3 文字の組合せからなるものにあつては、一気一連というよりも、1 文字 1 文字区を切るように称呼される場合が多いといえるから、それぞれを一連に称呼するときは、上記音の差異が明瞭に聴取され、互いに聴き誤るおそれはない。」

とする論理で割り切った審決が、多数ある⁽³⁾。このドクトリンを、筆者は「一文字則」と名付けた。この理由付けは、アルファベット商標の類否判断に当たって非類似の結論を出す根拠として多用されているが、類似の結論を導く場合は、通常は考慮されない。もしこの原理が貫徹されるならば、文字が異なるアルファベット商標が類似することはあり得なくなるが、そこまでの支持はない⁽⁴⁾。

他方で、一文字ずつ区切って発音するということと称呼に紛れが生じないということの間に必然的な関係はないとして、反対の見解もある⁽⁵⁾。

(5) 6種の類型

アルファベット商標の類否判断をさかのぼって調べると、相違する文字の組に関して、以前はずいぶんさまざまな組合せが類似とされており、昭和期の審決には、たとえばF/L, F/M, F/S, L/N,あるいはK/Tが類似とされた審決もあったが、平成期になると、そのような文字の組み合わせに関する審決は減り、かつ、ほとんどの場合、非類似と結論されるようになった。

今日では、類似とされる率が高い文字の組み合わせは、ほぼつぎの6種の場合に限られる。

- ① B/P ② C/G ③ D/T
④ F/S ⑤ I/Y ⑥ M/N

このうち①～③は、文字の読みが「ビー／ピー」、「シー／ジー」および「ディー／ティー」であって、子音が有声と無声の関係にある。①および③の子音 [b/p] [d/t] はともに破裂音であり、②の子音 [s/z] は摩擦音である。④は、「エフ／エス」の子音 [f/s] も摩擦音であるという点で②と共通点があるが、これらの子音は、ともに無声である。⑤は「アイ／ワイ」であって、接近音とよばれる半母音 [w] (両唇摩擦音に位置づけられる) を含む音節「ワ」と母音「ア」の組である。⑥は「エム／エヌ」と、鼻音 [m] [n] を含む音節の組である。

2. 第一の類型 B/P

(1) 平成期のデータ

上記のように、相違する文字の組がB/Pである場合とは、称呼において相違する音節が「ビー／ピー」すなわち、調音位置および調音方法の観点からいえばともに両唇破裂音であって、有声と無声の差がある子音 [b/p] に、長母音 [i:] が連なった組み合わせである。類否判断をした審決の数は、この類型が最も多く、平成1～25年の間に全部で68件ある。

表1は、この類型に関して類否判断をした審決を、審決日順に列挙したデータである。記号「=」は類似を、「×」は非類似を意味する(以下同じ)。

表1をみると、つぎの事項が読み取れる。

- ・審決の数は漸減傾向(平成1年～12上期の前半期に43件、12年下期～25年の後半期に25件)であり、とくに最近は少なくなっている。
- ・以前は圧倒的に類似の結論がでていたが、近年は非類似が優勢である(類似：非類似の割合が、前半期

は33：10であったのに対し、後半期は9：19と逆転した)。

- ・つぎに述べる、相違する文字がC/Gの場合には、ある時期を境に類似から非類似に転じたという傾向がはっきりしているが、B/Pの場合はそうでなく、依然として類似の判断もある。

一文字則は、この分野では、案外おそく平成7年に初めて出現し⁶⁾、次第に力を得てきた。

(2) 審決のパターン

異なる文字の位置が、語頭・語中・語尾のどこであるかによって類否の結論がどのように変わるか、を知るため、表1に記載したデータをパターン化して分類したものが、下記の表2である。「パターン化」とは、大文字小文字の別やピリオド・ハイフンを無視し、カナ表記のものも含めて同種のをまとめ、アルファベット順に表示した作業である。(したがって、審決の事例数に対して、パターン数は減ることがある。)この表の「類否」欄においてアミカケが施されているものは、同じパターンに対して類似の判断と非類似の判断の両方があることを意味する(以下同じ)。この種の、互いに反対の結論を出した審決の組を、本稿では「相反審決」と呼ぶ。

B/Pの分野は、類否の結論に関してもその理由付けに関しても、なお流動的なものを潜めている。もっぱら類似の判断が支配したところから非類似の判断が優勢になったものの、それが支配するわけではない。そのような事情もあって5組もの相反審決が存在するし、一文字則の適用のあり方もさまざまである。

表2からは、つぎのことがわかる。

- イ) 事例数は、相違する文字の位置から見れば、語中が最大で語尾がそれに次ぐのに対し、語頭は少ない。これは、語中および語尾の相違は類似とされやすく、それに対する不服もまた多くなるという関係と解される。
- ロ) 非類似とされた事例の割合は、語尾が最も高い。語頭は通常、「識別上最も重要な要素を占める」という取り扱いをされるのに対し、語中および語尾はひとくくりに軽視されてしまうが、語尾は語頭について注意を引く部分であり、判断が覆る余地が多いといえる。

表1 異なる文字の組が B / P (審決 1 / 2)

平成 年	商標 A (出願・対象)	類 否	商標 B (先登録)	審判番号	審決日
1	APA (エーピーエー)	=	エービーエー / ABA	不服 58-272	平 01.06.08
	BMS (ビーエムエス)	=	PMS (ピーエムエス)	不服 58-13661	平 01.11.30
2	CBL (シービーエル)	=	CPL (シービーエル)	不服 60-16701	平 02.07.05
3	TRP (ティーアールピー)	=	TRB (ティーアールピー)	不服 62-902	平 03.04.25
	LPF (エルピーエフ)	=	L. B. F. (エルピーエフ)	不服 01-964	平 03.05.16
	IPS (アイピーエス)	=	IBS (アイピーエス)	不服 01-2253	平 03.09.20
	SEP (エスイーピー)	=	SEB (エスイービー)	不服 61-15005	平 03.12.12
4	ピーエフユー	=	BFU (ビーエフユー)	不服 01-3371	平 04.04.02
5	SBS (エスビイエス)	=	SPS (エスビイエス)	不服 57-22568	平 05.06.15
	BJP (ビージェイビー)	=	PJP (ピージェイビー)	不服 02-23866	平 05.07.26
	A&B (エーアンドビー)	=	A&P (エーアンドピー)	不服 03-6132	平 05.07.23
	JPC (ジェイピーシー)	=	JBC (ジェイビーシー)	不服 03-7070	平 05.08.25
	IPC (アイピーシー)	=	IBC (アイビーシー)	不服 02-22044	平 05.09.07
	DMP (ディーエムピー)	=	D. M. B. (ディーエムビー)	不服 02-1069	平 05.09.21
6	P&B (ピーアンドビー)	=	P&P (ピーアンドピー)	不服 01-17442	平 06.02.04
	P&B (ピーアンドビー)	=	P&P (ピーアンドピー)	不服 01-17443	平 06.02.04
	CPS (シーピーエス)	=	CBS (シービーエス)	不服 02-1414	平 06.04.28
	FPS (エフピーエス)	=	FBS (エフビーエス)	不服 03-23470	平 06.06.28
	MMP (エムエムピー)	=	MMB (エムエムビー)	不服 03-24556	平 06.07.14
7	PMS (ピーエムエス)	×	BMS (ビーエムエス)	不服 02-15704	平 07.02.21
	N. C. P. (エヌシーピー)	=	NCB (エヌシービー)	不服 01-5661	平 07.07.21
8	エムピーエス / MPS	=	MBS (エムビーエス)	不服 04-7481	平 08.03.13
	MPC (エムピーシー)	=	MBC (エムビーシー)	不服 03-23443	平 08.10.11
	FAb (エフエイビー)	=	FAP (エフエイパイ)	不服 05-18684	平 08.10.28
9	ABO (エーピーオー)	=	APO (エーピーオー)	不服 03-11402	平 09.08.18
10	CPS (シーピーエス)	×	CBS (シービーエス)	異議 10-90570	平 10.08.17
	BMS (ビーエムエス)	=	PMS (ピーエムエス)	無効 09-10989	平 10.09.10
	MRB (エムアールビー)	=	MRP (エムアールピー)	不服 06- 06470	平 10.10.02
	シーピーエス / CPS	×	CBS (シービーエス)	異議 10-90955	平 10.10.08
	CPS (シーピーエス)	×	CBS (シービーエス)	異議 10-90958	平 10.10.08
	TBC / ティービーシー	=	TPC / ティーピーシー	不服 08-1357	平 10.12.08
	CPS (シーピーエス)	×	CBS (シービーエス)	異議 10-91140	平 10.12.10
11	BCS (ビーシーエス)	=	PCS (ピーシーエス)	不服 08-8651	平 11.01.18
	BdS (ビーディーエス)	=	P. D. S. (ピーディーエス)	不服 10-7651	平 11.08.10
	TPS (ティーピーエス)	=	TBS (ティービーエス)	不服 10-12128	平 11.07.09
12	UPS (ユーピーエス)	×	UBS (ユービーエス)	異議 11-90503	平 12.02.22
	TBX (ティービーエックス)	=	TPX (ティーピーエックス)	不服 11-4085	平 12.05.30
	BCS (ビーシーエス)	=	PCS (ピーシーエス)	不服 07-20395	平 12.07.19
	ysb (ワイエスビー)	=	YSP (ワイエスピー)	不服 2000-595	平 12.10.23
	SSP (エスエスピー)	×	SSB (エスエスピー)	不服 11-17935	平 12.12.06
	SSP (エスエスピー)	×	SSB (エスエスピー)	不服 11-17936	平 12.12.06
	SSP (エスエスピー)	×	SSB (エスエスピー)	不服 11-17937	平 12.12.06
13	CCP (シーシーピー)	×	CCB (シーシービー)	不服 11- 1563	平 13.02.07
	CAB (シイエイビー)	×	C. A. P. (シイエイパイ)	不服 2000-18733	平 13.07.17
	SBE (エスビイイイ)	=	SPE (エスビイイイ)	不服 10-10140	平 13.08.07
14	UPS (ユーピーエス)	×	UBS (ユービーエス)	異議 2000-90594	平 14.12.12
15	NMP (エヌエムピー)	×	NMB (エヌエムビー)	不服 2000-12879	平 15.07.16
	PGD (ピージーディー)	=	BGD (ビージーディー)	不服 2000-19244	平 15.09.11
	PSF (ピイエスエフ)	×	B. S. F. (ビイエスエフ)	不服 2001-918	平 15.09.11
	PSF (ピイエスエフ)	×	B. S. F. (ビイエスエフ)	不服 2002-7828	平 15.09.11

表1 異なる文字の組がB/P(審決 2/2)

年	商標 A (出願・対象)	類 否	商標 B (先登録)	審判番号	審決日
16	ABP (エービーピー)	×	ABB (エービーピー)	異議 2003-90599	平 16.05.26
	OPC (オーピーシー)	=	OBC (オーピーシー)	不服 2002-11463	平 16.05.26
	HBI (エイチビイアイ)	=	HPI (エイチビイアイ)	不服 2001-13497	平 16.05.31
	EPM (イーピーエム)	×	EBM イーピーエム	不服 2003-12823	平 16.11.08
	UPS (ユーピーエス)	×	UBS (ユーピーエス)	不服 2002-1335	平 16.12.06
17	KBJ (ケーピージェー)	=	KPJ (ケーピージェー)	不服 2004-17469	平 17.04.22
18	ups (ユーピーエス)	=	UBS (ユーピーエス)	異議 2002-90554	平 18.05.31
	LHB (エルエイチビー)	×	LHP (エルエイチビー)	不服 2004-24279	平 18.05.31
	TBC / ティーピーシー	×	TPC (ティーピーシー)	不服 2005-1078	平 18.08.18
	TBC / ティーピーシー	×	TPC (ティーピーシー)	不服 2005-12598	平 18.08.30
	OFP (オオエフビイ)	×	OFB (オオエフビイ)	不服 2005-15728	平 18.12.27
19	PBA (ピーピーエー)	=	PPA (ピーピーエー)	不服 2005-15362	平 19.01.17
	FBA (エフピーエー)	=	FPA (エフピーエー)	不服 2006-11967	平 19.03.29
	E. M. P. (イーエムピー)	×	EMB (イーエムピー)	不服 2007-202	平 19.11.26
	LFP (エルエフピー)	=	LFB (エルエフピー)	不服 2006-27334	平 19.12.25
20	NBP (エヌビーピー)	×	NBB (エヌビーピー)	不服 2007-12569	平 20.01.29
	ups (ユーピーエス)	×	UBS (ユーピーエス)	不服 2007-13235	平 20.07.10
	ups (ユーピーエス)	×	UBS (ユーピーエス)	不服 2007-13236	平 20.07.10
21	SPI (エスピーアイ)	=	SBI (エスピーアイ)	不服 2009-10560	平 21.12.01
23	TBX (ティービーエックス)	=	TPX (ティーピーエックス)	不服 2010-7212	平 23.01.05
	TBX (ティービーエックス)	×	TPX (ティーピーエックス)	不服 2011-1475	平 23.07.21
25	NBM (エヌビーエム)	×	NPM (エヌピーエム)	不服 2012-16350	平 25.02.25
	HPC (エイチピーシー)	×	HBC (エイチピーシー)	不服 2013-10998	平 25.10.24

表2 B/Pのパターン化

語 頭			語 中			語 尾		
類似6	非類似2		類似22	非類似8		類似9	非類似8	
Bを含む パターン	類否	Pを含む パターン	Bを含む パターン	類否	Pを含む パターン	Bを含む パターン	類否	Pを含む パターン
BCS	=	PCS	ABA	=	APA	A&B	=	A&P
BDS	=	PDS	ABC	=	APC	CAB	×	CAP
BFU	=	PFU	ABO	=	APO	CCB	×	CCP
BGD	=	PGD	CBL	=	CPL	EMB	×	EMP
BJP	=	PJP	CBS	=×	CPS	DMB	=	DMP
BMS	=×	PMS	CBS	×	CPS	FAB	=	FAP
BSF	×	PSF	FBA	=	FPA	LFB	=	LFP
			FBS	=	FPS	LHB	×	LHP
			HPC	×	HBC	MMB	×	MMP
			IBC	=	IPC	MRB	=	MRP
			JBC	=	JPC	NCB	=	NCP
			KBJ	=	KPJ	NBB	×	NBP
			LBF	=	LPF	OFB	×	OFP
			MBC	=	MPC	SEB	=	SEP
			MBS	=	MPS	SSB	×	SSP
			NBM	×	NPM	TRB	=	TRP
			PBA	=	PPA	YSB	=	YSP
			SBE	=	SPE			
			SBI	=	SDI			
			SBS	=	SPS			
			SPI	=	SBI			
			TBC	=×	TPC			
			TBS	=	TPS			
			TBX	=×	TPX			
			UBS	×	UPS			

3. その他の類型

(1) 相違する文字の組が C / G

相違する文字が「シー／ジー」C / Gである組合せは、原理的には、歯茎硬口蓋摩擦音の有声・無声の違いに基づくものであるが、音声としては、無声音の「シ」がIPA（国際音声字母）で [si] と表わされるのに対し、有声の「ジ」は、摩擦音 [zi] である場合と、摩擦に先だって破裂が起こる破擦音 [dʒi] である場合との二様があり、一般に、語頭では破擦音であることが多く、語中では摩擦音であることが多いから、音声としては C / G の違いが語頭にある場合、単なる有声無声の違いに止まらないといえる。しかし、称呼類似を考えると、音韻としては両者を区別する必要はない。

C / G の分野における審決例は少なく、平成の25年間で23件である。パターンに分けてみるとつぎのようになる。

頭 0 : 4 中 8 : 3 尾 6 : 0

類似の結論を導いた16件の理由を見ると、「清音と濁音の違い」「有声・無声の違い」が圧倒的であって、それに、相違する文字の位置が語中または語尾である場合は、それを付け加えて指摘することが多い。一方、非類似の結論を出した6件の理由は、いずれも一文字則が適用されているが、いずれも、併せて「清濁の差」が挙げられている。同じものを対象にして、一方は「微差」といい、他方は「顕著な差」という扱いである。

(2) 相違する文字の組が D / T

D / T の分野において類否が問題になった審決は、B / P の場合より少なく、C / G の場合よりは多い42件である。

D および T の称呼の認定は、ほとんど上記の「ディー」および「ティー」であって、さすがに「デー」「テー」はない。「ディ [di]」も「ティ [ti]」も、古い日本語に存在した音節である。破擦音化して「ヂ [dzi]」「チ [tʃi]」に移行していたが、かつて存在した音節を発音することは容易であって、外来語の多用とともに「ディ」「ティ」が復活した。

この分野における類否判断の特徴のひとつは、早い時期（平成1年、3年）からすでに一文字則が登場して非類似の結論を導いた例があること⁽⁶⁾であり、いまひとつは、平成12～3年あたりを境に、類似に対して非類似が優勢になったことである。この変化の時期は、C / G の分野におけるものとほぼ一致している。数

字でいえば、類似：非類似の割合は、平成13年上期までの前半期は22：3、平成13年下期～25年の後半期では2：17と逆転しているものの、それぞれ少数の例外が含まれている。ただし近年（平成18年以降）は、すべて非類似の結論であって、類似と結論された件はない。これは、もっぱら一文字則の適用によるものである。

この場合も、P / B の場合と同様に、類似の結論を導いた理由としては、「清音と濁音の違い」「有声・無声の違い」「調音位置および方法が同じ」が圧倒的であって、それに、相違する文字の位置が語中または語尾である場合は、そのことを理由に付け加えることが多いのも同様である。

上に挙げた、早い時期において非類似の結論を出した2件は、請求人（出願人）略称の著名性を問題にした例外的なものである。平成12年の転換は、TIC と DIC を非類似としたつぎの判断にはじまる⁽⁷⁾。「両称呼を比較するに、両者は音の構成よりして3つの段落に区切るように発音されるといえるものであって、・・・称呼における識別上重要な要素となる語頭部分において清音と濁音ではじまる「ティ」と「ディ」の差異を有するものであるから、・・・」

ここで「音の構成よりして3つの段落に区切るように発音される」という認定は、形を変えた一文字則とみることでもできる。平成前期において D / T を非類似とした2件の審決のよりどころは、どちらも一文字則である。他の分野にくらべて一文字則で割り切ったものが多いのは、破裂音「ディー」「ティー」の有声無声のちがいが、わりあい聞きやすいからであろう。

一方、平成後半期においても D / T を類似としたものが2件あり、差異が語頭であるにもかかわらず「清音と濁音の差異を有するにすぎない」としたものがある。

頭 3 : 5 中 8 : 9 尾 8 : 2

(3) 相違する文字の組が F / S

相違する文字が F / S の場合も事例数は少なく、審決数にして12を数えるだけであるが、いちおう一つのグループを形成している。「エフ」と「エス」とは、ともに二音節の称呼で、前の音節「エ」を共通にし、後の音節「フ」「ス」が異なるという点で、つぎに挙げる M / N 「エム／エヌ」の相違と事情が同じである。「フ／ス」の相違をもたらす子音は [ɸ] / [s] で、前者は両唇摩擦音、後者は歯茎摩擦音であるから、調音方法は同じであるが、調音位置が異なる子音どう

しである。

パターン化したデータはつぎのとおりで、

頭 1:0 中 0:3 尾 2:3

特異なのは、相違する文字の位置が語頭である例がひとつしかなく、語中、さらに語尾である事例が多いことである。「フ」も「ス」も、母音 [u] が、環境によっては無声化したり、丁寧な発音をしないときは脱落したりすることさえあると考えられ、とくに語尾に位置したときそうなりやすいはずであるが、同じ摩擦音といっても、[Φ] / [s] が与える感じはかなり異なるので、紛れないであろう。

後掲の図2にみるとおり、「エフ／エス」の相違は、平成初期の3年～5年の3件では類似とされたが、その後の（かなり長期にわたって事例がないが、平成12年から再びみられた以降の）9件では、すべて非類似になっている。

(4) 相違する文字の組が I / Y

相違する文字が「アイ／ワイ」I / Y であるアルファベット商標の組合せは、先立つ子音をもたない母音「ア」だけのV音節と、「接近音」ないし「わたり音」とよばれる子音 [w] を先立て、それに母音「a」が続くCV音節「ワ」との類否の問題であるという点で、これまでみてきた、B / P, C / G および D / T という相違の場合が、子音C + 母音V からなるCV音節の間の問題であるのとは、事情が異なっている。接近音は、「半母音」とも呼ばれるように、子音のなかではもっとも母音に近い存在のものであるから、CV音節 [wa] がV音節「a」に類似する可能性は、一般に高いと予想される。

I / Y の分野において類否が問題になった審決の数は、6種の類型のうち二番目に少ない14件であって、類似の結論が8件、非類似の結論が6件と、他の領域にくらべて、非類似の割合が高い。注目すべきは、過半のパターンで相違する文字が語頭に位置することである。

頭 3:6 中 1:0 尾 3:0

一方、類否判断は錯綜していて、早くから（平成1年）一文字則を適用して非類似を結論した件^⑧があるかと思えば、最近（といっても平成17年が最後であるが）でも類似とした件^⑨があり、C / G の分野においてみたような、ある時期から顕著に判断傾向が変化し、それが定着して今日に至っているというような現象はみられず、一貫して迷走状態にある。

この分野において、一文字則は、非類似の結論を導いた審決のうち5件において利用されている。事例数の少ないにもかかわらず、上記のように平成期に入って真っ先に適用されたという事実が物語るように、非類似の結論に手っ取り早く根拠を与えるには、一文字則は好都合である。しかしその一方で、類似と結論した上記の場合に持ち出された根拠は、I / Y の類似を強く叫ぶものである。

(5) 相違する文字の組が M / N

相違する文字が M / N 「エム／エヌ」であるアルファベット商標の組合せは、これらの文字の読みに含まれる「ム」「ヌ」の音節を構成する子音 [m] [n] がともに鼻音であるという共通点をもつことから、特異な分野である。事例は B / P について多く、25年間に出た審決は61件に及ぶ。パターン化してみると、つぎの結果である。

頭 17:10 中 13:2 尾 11:0

相違する文字の位置についてみると、語頭である場合が多いが、語中および語尾にも分布している。非類似とされた例は、語頭において最も多く（それでもパターン数にして類似：非類似 = 17:10）、語中は少なく（13:2）、語尾はゼロである。この分野で目立つのは、他の分野にくらべて、類似の結論が圧倒的なことである。それでも、近年（平成17年以降）は非類似と結論されるものが優勢になった（類似4件に対し非類似8件）。

M / N の相違があっても類似と結論した件の理由付けは、伝統的に下記の内容である。

- ・「ム」「ヌ」は、ともに鼻音 [m] [n] に共通の母音 [u] が結合したものであり、近似音である。

- ・鼻音は弱く発音される（審査基準の態度）。

これに対して、M / N の相違がある場合に非類似と判断した理由には、つぎのいずれかである。

- ・音質の差異を認めるか、
- ・一文字則を適用するか、
- ・またはそれらの組み合わせ。

(6) 相違する文字の組が上記以外

平成1～25年の間に17件の事例があるが、19年を最後に、近年は事件がない。過半数の9件が異議決定である。ほとんど（17件中15件が）が非類似と判断されている。多くの場合、非類似の理由としては、相違する音の間の「音質の差異」を掲げてよいと思われるが、意外に一文字則が多用されている。

4. 結 論

(1) 各類型における類否の通時的な変化

図2は、類否判断の通時的な変化を、6種の類型について対比して視覚的に確認するためのものであって、記号「=」は類似の審決1件を、「×」は非類似の審決1件をそれぞれ表わす。これによれば、つぎの変化が起ったことがわかる。

- ・C / G は、平成11年までと平成13年以降とくらべると、類似から非類似にシフトしたことが明確である。
- ・F / S も同様で、このシフトは平成12年に起っている。
- ・B / P および D / T は、非類似の事例の増加が明白で、D / T は非類似にシフトする可能性を見せているが、B / P については、なお類似の結論が出る可能性が残っている。
- ・I / Y は、全期間を通じて類否の判断がふらついており、相反審決が多いという事実は、類否判断にとって、よりどころが見出せないことを物語っている。
- ・M / N は、全体として類似基調の中から、非類似が増加する傾向にある。

(2) 現状の解釈と将来の予測可能性

摩擦音における有声・無声の違い (C / G) や調音位置の違い (F / S) が、アルファベット商標の称呼を完全に非類似にしたのに対し、破裂音における有声・無声の違い (B / P, D / T) がその域に達したと言いきれないのは興味深い差異であって、「聞こえ sonority」の観点からいえば破裂音の方が摩擦音よりも印象が強いはずであるが、子音の持続時間の長短も絡んでいるものと思われる。さらに、同じ破裂音の有声・無声でも、D / T はほぼ紛れなくなったのに対して B / P はそうでもないことは、なお検討を要する。

以前は圧倒的に類似と考えられていた鼻音 (M / N) が、近年は B / P を超えて非類似とされるようになったことも、注目に値する。

一方、I / Y は判断が定まらないが、ワの子音 [w] は「半母音」ともよばれるように、ここに登場する子音の中ではもっとも母音に近い存在であることが影響していると思われる。事例が少なく、とくに近年は途絶えている現状なので、予測が困難である。

(3) 音韻感覚の変化

本稿のテーマである、称呼類似の判断における音韻感覚の変化について結論を述べれば、本来は外国語の文字であるラテン・アルファベットの称呼に関して、従来よりも相違点に敏感になって来ているということ

が挙げられる。

その原因を外国語教育、とくに英語教育の普及に求めることもできようが、筆者は、今日われわれが日本語を使う生活の中にラテン・アルファベットは深く浸透し、その存在はますます身近なものになりつつあるという状況がそうさせていると考える。漢字・ひらがな・カタカナに加えラテン・アルファベットも取り入れているという日本語の表記の体系は、世界でも珍しい多様性をもったものであるが、それが定着し、表記の変化が音韻の変化を引きおこしたという理解である。

こうした現象はまた、日本語の音韻の歴史的变化と将来の動向を再考させるきっかけになる。たとえば、M / N の「ム／ン」は「紛らわしい鼻音」として一括りにされて来たが、そうではなくなりつつある。語尾が [m] で終わる語は古い時代に中国語とともに日本語に導入され、いったん定着をみたが、廃れたという歴史がある。たとえば「三」の読みは本来 [sam] であった（「三位」の読み「サンミ」は、[sam-i] がリエゾンを起して「連声（レンジョウ）」という一できた）。韓国の姓「金」を [kimu] でなく [kim] という人が増えるかも知れない。

「商標の類否の幅が狭くなった」という現象は、少なくとも称呼類似に関する限り、商標実務家の感覚だけが変化して起ったのではなく、背景に社会全体を通じた音韻感覚の変化が存在して引きおこした、ある程度必然的なものであるというのが、本稿の結論である。

注

- (1) 今井貴子「日本商標協会誌」第65号別冊資料（平成20年6月）89～93頁
- (2) データは、平成1～20年は、パテントジャパン社発行の『商標類否叢集』により、21～25年は、審決公報CR - ROMによった。（ただし25年分は、正確には平成26年1月末発行のCR - ROMに掲載された分までであり、未掲載分は集計されていない。）
- (3) 最近の例を挙げれば、不服2012 - 16350（平成25年2月25日NBM × NPM）
- (4) 無効2006 - 67003（平成21年6月25日）は、「本件商標の指定商品（第9類）を取り扱う業界においては、アルファベット3文字からなる商標が比較的多く採択されていることから、これを常に一文字一文字を区切って発音し、取引きされるとは認め難く・・・」という。
- (5) 不服平8 - 7683（平成11年11月8日）は、「アルファベット3文字からなる商標が、その文字の音にしたがって一文字毎に称呼されるとしても、両者をそれぞれ一連に称呼するときには、語韻・語調が近似し、互いに相紛らわしく聴取されるというべきである。」と論じている。
- (6) 不服平2 - 15704（平成7年2月21日）
- (6) 無効昭56 - 7492（平成1年10月19日）
不服昭61 - 23496（平成3年9月12日）
- (7) 異議2000 - 90362（平成12年12月7日）
- (8) 不服昭61 - 6220（平成1年1月10日）
- (9) 不服2003 - 3527（平成17年2月22日）

図2 文字の組合せ別の各グループにおける類否の通時的な変化

平成 年	B / P		C / G		D / T		F / S		I / Y		N / M		その他	
	類	非	類	非	類	非	類	非	類	非	類	非	類	非
1	=	=			=	×			=	×			=	×
2	=		=		=					×	=			×
3	=	=	=		=	×	=				=			
4	=		=		=				=		=		=	
5	=	=	=				=				=			×
6	=	=	=		=						=			
7	=				=							×		
8	=	=			=						=			
9	=		=		=				=		=			
10	=	×	=							×	=	×		
11	=	=	=								=			
12	=	×			=	×		×		×	=			×
13	=	×		×				×	=		=			×
14		×		×		×			=		=	×		×
15	=	×		×	=				=		=			
16	=	×												
17	=				=	×		×	=	×	=			
18	=	×				×					=	×		×
19	=	×		×				×			=	×		×
20		×				×								
21	=			×		×					=			
22								×				×		
23	=	×				×								
24				×										
25		×												
前半	35	5	16	0	20	3	3	3	4	5	37	2	2	7
後半	11	20	0	7	2	17	0	7	4	1	12	10	0	8
通期	46	27	16	7	22	20	3	10	8	6	49	12	2	15
非類 似の 率	前半 12% 後半 64% 通期 37%		前半 0% 後半 100% 通期 30%		前半 13% 後半 89% 通期 48%		前半 50% 後半 100% 通期 75%		前半 56% 後半 25% 通期 43%		前半 5% 後半 45% 通期 24%		前半 78% 後半 100% 通期 88%	

(原稿受領 2014. 2. 23)